

○浜松医科大学医学部附属病院長候補者選考実施細則

(平成31年1月22日細則第25号)

改正 令和3年3月31日細則第8号 令和5年6月19日細則第10号

(趣旨)

第1条 この内規は、浜松医科大学医学部附属病院長候補者選考会議規程（平成31年規程第4号）第9条の規程に基づき、浜松医科大学医学部附属病院長候補者選考会議（以下「候補者選考会議」という。）が行う病院長候補者（以下「候補者」という。）の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考基準案の策定)

第2条 候補者選考会議は、病院長候補者選考基準（以下「選考基準」という。）の案を策定し、学長に提出する。

(候補適任者の公募)

第3条 候補者選考会議は、浜松医科大学医学部附属病院長選考規程（平成31年規程第3号）第6条により、学長が決定し公表する選考基準に基づき、病院長候補者となるべき適任者（以下「候補適任者」という。）の推薦を公募する。

(候補適任者の推薦)

第4条 候補適任者の推薦は、医学部附属病院の診療科長、中央診療施設の部長、センター長及び室長のうち複数の連署を必要とする。

2 前項の規定にかかわらず、候補者選考会議の委員となった者は、候補適任者を推薦することができない。

3 前2項にかかる推薦は、あらかじめ候補適任者の同意を得ていなければならない。

4 候補適任者を推薦しようとする者は、候補者選考会議に対し、別記様式第1から第4を提出するものとする。

(候補適任者の所信表明)

第5条 前条により推薦された候補適任者は、その所信等を表明するため、候補者選考会議に対し、別記様式第5を提出するものとする。

(候補者の選考)

第6条 候補者選考会議は、第4条により推薦のあった候補適任者について、第4条第4項及び前条により提出された書類により、資格審査を行うとともに所信等を確認し、原則3人の候補者を選考する。

2 候補者選考会議は、候補者の選考に際して必要と認めるときは、候補適任者との面談を行うこととする。

(学長への推薦)

第7条 候補者選考会議は、前条により選考した候補者を、学長に推薦するとともに、別記様式第6により、該当者の氏名及び現職名又は最終職名を公表するものとする。

附 則

この細則は、平成31年1月22日から施行する。

附 則(令和3年3月31日細則第8号)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月19日細則第10号)

この細則は、令和5年6月19日から施行する。

別記様式第1(第4条第4項関係)

[別紙参照]

別記様式第2(第4条第4項関係)

[別紙参照]

別記様式第3(第4条第4項関係)

[別紙参照]

別記様式第4(第4条第4項関係)

[別紙参照]

別記様式第5(第5条関係)

[別紙参照]

別記様式第6(第7条関係)

[別紙参照]